**下北山村競争入札参加資格審査（令和６年度・７年度分）申請要領**

**（測量・建設コンサルタント等）**

　令和６・７年度に下北山村（村長部局・教育委員会、各特別会計）が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント、補償関係コンサルタントその他建設工事に関連する業務等の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札(見積)）に参加を希望する方は、下記の事項に留意の上「競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を提出してください。

なお、書類審査の結果、資格者は下北山村入札参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中全く入札(見積)がないことがあります。また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、ご留意願います。

**１．受付対象者**

**・測量業者**

【測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者】

**・建築関係建設コンサルタント業者**

【建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者】

**・土木関係建設コンサルタント業者**

【建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による登録業者】

**・地質調査業者**

【地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による登録業者】

**・補償関係コンサルタント業者**

【補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による登録業者】

**・その他建設工事に関連する業務等について営業する者**

**２．入札参加資格が得られない場合（欠格要件）**

　　　次のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

　　　　○成年被後見人や被保佐人など入札にかかる契約を締結する能力のない者、又は破産者で復権を得

ない者

　　　　○入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者

　　　　○営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要とする場合においては、当該許可等を有していない者

　○申請時に、法人税（個人にあっては所得税）及び消費税若しくは地方消費税及び市町村税を滞納している者

　○下北山村内に本店又は営業所等を有する者又は下北山村に納税・納付義務を有するものにあっては、申請時及び入札参加資格の有効期間中において下北山村税及び村使用料を滞納している者

　　　　○直前２年の事業年度において、営業実績を有さない者

○申請時に、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

　　（１）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時営業等に係る契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、（法人格を持たない団体にあってはその団体に対して法人の役員と同等の責任及び権限を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　　　　（２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

　　　　（３）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

　　　　（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

　　　　（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　　　　○資格審査に必要とされる書類を提出しない者

○資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

**３．申請業種･部門**

　申請業種・部門については、別紙「令和６・７年度入札参加資格審査　業務種別一覧表」のとおりとします。

　　「測量・建設コンサルタント等業者カード（様式８）」に希望する業種・部門に○印を付け選択してください。（複数選択可、業種数に制限なし）**ただし、法令、規程等における登録を受けており、かつ、直前２営業年度において業務実績のある業種・部門に限ります。**

**４．提出先及び問い合わせ先**

　　　〒６３９－３８０３

　　　奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内９８３番地

　　　下北山村役場 農林建設課　　 TEL:０７４６８－６－００１６（直通）

　　　　　 　 　　　　　　　　　　FAX:０７４６８－６－００２６（直通）

　　　 　　　　　　　　　　　　　 e-mail : kensetsu@vill.shimokitayama.lg.jp

**５．申請方法**

　　　持参または郵送とします。

**〇持参による申請の場合**

　　受付時には書類の確認及び審査は行いません。

**○郵送による申請の場合**

申請書類、及び本村の審査終了後、返送に使用する受付票用ハガキまたは封筒に返信先の郵便番号、住所、氏名（会社名）、担当者名を記入のうえ提出してください。**（封筒の場合は必ず84円切手を貼付してください。）**後日、受付票を返送します。提出期間最終日消印（令和６年２月２８日）のあるものまでが有効となります。**必ず書留や特定記録便等の送付追跡がとれるものとし、封筒に｢入札参加資格審査申請書在中｣と記入してください。**

**６．申請の受付期間・時間**

　令和６年２月１日（木）から令和６年２月２８日（水）まで

※受付期間（提出期間最終日消印（令和６年２月２８日））を過ぎた場合の申請は受付を行わず返却いたします。

**７．提出部数**

　１　部

**８．入札参加資格の有効期間**

　令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

**９．提出書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No． | 提　　出　　書　　類 | 備　　　　　　　考 |
| １ | 提出書類確認表 | 様式① |
| ２ | 競争入札参加資格審査申請書等  (測量・建設コンサルタント等)（原本） | 様式②－1及び②－2（奈良県の様式1－1及び1－2、又は国土交通省の様式①－1及び①－2による提出も可） |
| ３ | 委任状（原本） | 様式③（任意の様式による提出も可）  ※営業所・支店等に権限を委任する場合のみ必要 |
| ４ | 営業所一覧表 | 様式④（奈良県の様式3又は国土交通省の様式③による提出も可） |
| ５ | 使用印鑑届（原本） | 様式⑤ |
| ６ | 印鑑証明書（写し可） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| ７ | 技術者経歴書 | 様式⑥（奈良県の様式4又は国土交通省の様式④又による提出も可）  ※様式が求める項目を全て満たすのであれば任意様式でも可 |
| ８ | 測量等実績調書 | 様式⑦（奈良県の様式⑤による提出も可）  ※希望業種区分ごとに直前２年間分を記載  ※様式が求める項目を全て満たすのであれば任意様式でも可 |
| ９ | 現況報告書（写し） | 国土交通省の受付印のあるもの（直近1年分）  　※土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの各登録業者のみ必要 |
| 10 | 登録証明書等（写し） | 最新のもので、有効期限内であるもの |
| 11 | ＩＳＯ認証登録証明書（写し） | ※認証登録を受けている業者のみ必要 |
| 12 | （**法人**の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| （**個人**の場合）代表者の住民票（写し可） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| 13 | 納税証明書**（法人）**（写し可） | 申請日より3ヵ月以内に発行されたもので、  ・〔国税〕消費税及び地方消費税･･･納税証明書**（****国税通則法施行規則別紙第9号様式『その３』又は『その３の３』）**   * 免税業者も必要です。   ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。  ・〔市町村税〕法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税･･･令和4・5年度「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」   * 営業所・支店等に権限を委任する事業者は委　　任先市区町村の納税証明書 |
| 納税証明書**（個人）**（写し可） | ・〔国税〕申告所得税、消費税及び地方消費税･･･納税証明書**（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その３』又は『その３の２』）**  ※ 免税業者も必要です。  ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。  ・〔市町村税〕市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（国保加入者の場合のみ）･･･令和4・5年度「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」 |
| 14 | 測量・建設コンサルタント等業者カード | 様式⑧ |
| 15 | 誓約書（原本） | 様式⑨ |

※　以上の書類を十分に精査した上、**番号順にホッチキス又は紐綴にて（ファイル不要）提出してください。**

**10．その他**

　　　・有効期間は令和６・７年度で、期間途中での随時受付は行いませんので、申請漏れ等のないようにしてください。

　　　・申請書類は、下北山村役場ホームページからダウンロードしてください。

　　　　下北山村ホームページ　→　http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/

　　　・申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求める場合があります。

　　　・欠格要件に該当することとなった場合や、申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした場合等は、参加資格を取り消す場合があります。

　　　・申請書や添付書類の記載内容等に変更が生じた場合等は、速やかに変更の旨を届け出てください。